

第31回定期総会議事録

議長

定刻になりましたので、ただいまより令和3年度10月第31回総会を開会いたします。

開会時間は午後1時33分です。

なお、本日の会議において、農業委員会等に関する法律第29条により、農地利用最適化推進委員の出席を求めています。出席農業委員は14名中14名で、定員数に達しておりますので総会は成立しております。出席を求めた農地利用最適化推進委員の出席人数は9名です。

お願い事項として、質疑等は挙手の後、許可を得て起立して、議席番号、氏名を名乗ってから行うようお願いいたします。次に、携帯電話はマナーモードに設定し、緊急以外は通話しないことをお願いいたします。

つづきまして日程1、議事録署名委員の指名ですが、席順により、議席番号9番「権田正一」委員、10番「安藤和広」委員をお願いいたします。

それでは、日程に従い議事に入ります。

つづきまして、日程2、報告第1号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について」を上程いたします。今月は9件の届出がありました。事務局より報告をお願いします。

事務局

はい。事務局より報告いたします。報告第1号、農地法第5条第1項第7号の規定による届出について「申請人より農地法5条第1項第7号の規定による届出があったので、報告する」とのことです。

(申請番号1番から順に読み上げる)

以上、報告いたします。

議長

ありがとうございました。

つづきまして、「その他」について入ります。その他として議題として取り上げることはないでしょうか。

13番内野委員

はい。

議長

はい。内野委員。

13番内野委員

13番内野です。5条届出の報告について確認をさせていただきたいのですが、市街化区域なので仕方ないかもしれませんが、追認の案件については始末書等の添付は求めているのでしょうか。あと一点ですが、墓地への通路も届出がされておりますが、今まで通路がないところを勝手に通ってしまっていたのでしょうか。以上2点確認させていただければと思います。

議長

はい。ありがとうございました。事務局、いかがでしょうか。

事務局

はい。事務局です。まず1点目の追認の案件になりますが、今回については書面での顛末書はいただいております。経緯として、先代の時代にもうすでに宅地として使用されており、建物の登記がされてある状態で、昭和45年に新築されたとのことで全部事項証明書を提出していただいております。今回相続された娘さんが農転の届出がされていないことに気づき改めて申請となりました。

つづきまして2点目についてですが、墓地は公図上接道がない筆となっており、今回の申請地が事実上通路の役割を果たしていたそうです。今回、改めて届出をだされた次第です。説明については以上です。

議長

内野委員いかがでしょう。

第31回定期総会議事録

13番内野委員 はい。ありがとうございました。

議長 ほかにはございますか。

(挙手なし)

議長 ないようですので、以上で本日の日程はすべて終了いたしました。これをもちまして令和3年度10月第31回小川町農業委員会総会を閉会いたします。閉会時間は午後1時55分です。